

臨時社会教育委員会議事録（議事要旨）

- 1 **開催日時** 平成16年4月15日（木）午後3時5分～4時35分
- 2 **開催場所** 中央公民館 第2会議室
- 3 **出席者**
 - （委員）
田中（實）委員長、梅澤副委員長、木谷委員、山本委員、中村委員、津矢田委員、田中（旻）委員
 - （事務局）
教育長、生涯学習部長、次長（山田）、次長（常世田）、生涯学習課副主幹、市民スポーツ課長、青少年課長、中央公民館長、堀江公民館長、富岡公民館長、美浜公民館長、当代島公民館長、日の出公民館長、中央図書館長、視聴覚ライブラリー館長、郷土博物館長、青少年センター所長（兼）青少年館長、社会教育係長、同係
- 4 **議題**
 - （1）前回会議内容の確認
 - （2）協議事項
1）平成16年度社会教育関係団体活動補助金の交付予定について
 - （3）報告事項
1）平成16年度事業計画について
 - （4）その他
1）社会教育施設の視察について
2）報酬費の支払いについて
3）次回会議日程について
- 5 **議事の概要**
 - （1）前回会議内容の確認
平成15年度第6回社会教育委員会議の議事録について、事務局より報告を行った。
 - （2）協議事項
1）平成16年度社会教育関係団体活動補助金の交付予定について
補助金交付予定のある担当課長より内容を説明し、承認された。
 - （3）報告事項
1）平成16年度事業計画について
各担当課（館）長より内容を説明し、承認された。
 - （4）その他
1）社会教育施設の視察について
今後の社会教育委員会議で実施する市内社会教育施設の視察要望を求めた。
2）報酬費の支払いについて
会議開催の際の報酬費の支払いについて事務局より説明した。
3）次回会議日程について
次回の会議は、平成16年5月20日の開催予定。
- 6 **会議経過**
 - （1）前回会議内容の確認
前回開催の第6回社会教育委員会議の議事録について、事務局より報告を行った。
 - （2）協議事項

平成16年度社会教育関係団体活動補助金の交付について、該当のある担当課長より内容を説明した。

その際に表明された質問及び意見は次のとおりである。

(質問) 補助金を支出する団体の基準を説明願いたい。

(回答) 団体や連合体組織を設立し、それぞれがスポーツや芸術・文化等の振興に資する活動を推進していただくために、側面的に補助金という形で活動を支援している。

補助金の対象となる団体の明確な基準は特にはないが、必要に応じて、財政当局との協議により側面的な支援を行っている。

他市では、補助金のあり方について検討している状況である。県内の我孫子市では補助金の支出を見直し、白紙状態から検証している。本市においても補助金のあり方について問題意識を持ち、今年度、補助金の検討委員会を設置し検討していくこととなっている。

(意見) 補助金の使途については透明性を持ち、支出基準や配分額等を明確にしていく方向性としていただきたい。

(3) 報告事項

平成16年度事業計画について各担当課(館)長より内容を説明した。

その際に表明された質問及び意見は次のとおりである。

(質問) 生涯学習課の学社連携推進事業が、昨年度よりも事業費を増額している理由は何か。

(回答) 事業内容は同様のものであるが、昨年8月に教育長が就任し、学校での総合学習など、地域の方々と学校との関わりを前面に出して推進していくという大きなねらいがあったことから、事業費を増額した。

(質問) 今年度においては重点的な事業であり、さらに充実・発展させたい事業であると捉えてよいのか。

(回答) 従来活動されている団体に加え、新規団体の参加拡大などを模索し、従来よりも増した事業展開をしていく方針である。

(意見) 地域教育力や家庭教育力の低下が騒がれている現在、地域に密着している学校と連携し、どのように事業が推進されていくか非常に関心がある。よりよい事業展開ができることをお願いしたい。

(回答) 学校活動に、地域の社会教育団体や公民館等の社会教育施設が連携して欲しい。そしてソフト面で子どもたちと関わる中で、学校は率先して行動して欲しいと学校長にはお願いしている。逆に社会教育関係からも学校へのアプローチを積極的に行ってほしい。学校を拠点に、子どもたちのふるさと作りができればという思いがある。

(4) その他

1) 社会教育施設の視察について

今後の社会教育委員会議で実施する市内社会教育施設の視察要望を求めたが、提案はなかった。

2) 報酬費の支払いについて

会議開催の際の報酬費の支払いについては、事務手続き上、遅延することを説明した。

3) 次回会議日程について

次回の会議は、平成16年5月20日の午後3時から中央公民館で開催する予定である。

以上